

〈祈りのために〉

「それからイエスは、人の子は必ず多くの苦しみを受け、長老、祭司長、律法学者たちから排斥されて殺され、三日の後に復活することになっている、と弟子たちに教え始められた。」
(マルコによる福音書第8章31節)

有名な話ですが、菅原道真は藤原一門に追放されて、九州の太宰府に左遷され、そこで恨みをもって死んだと言われています。その後、藤原一門は、道真の崇りを恐れ、怨念を鎮めるために北野神社を造り、道真の霊を神として祀りました。このようにして亡くなった人の霊は、鎮められ、慰霊されなければならないと考えられてきました。人の怨念を鎮めるための神社、慰霊の神社は日本に多くみられます。慰霊だけでなく、さらに人間の霊を神として祀ることによって神となった人を味方につけ、人生の困難に勝利することができると考えられてきました。明治時代から現代における靖国神社や護国神社には、戦死者の霊を慰め、さらに顕彰し、英霊なる神とすることによって、国家を守ってもらい、戦死者の死を崇高と考えさせようとする思惑がありました。

今日の聖書の箇所において、イエスが「多くの苦しみを受け、長老、祭司長、律法学者たちから排斥されて殺され」ということが書かれています。イエス・キリストが復活されたということを知らず、十字架の出来事しか知識として持っていなかったある人から、次のような言葉を聞きました。「イエスは、怨みを持って死なれたにちがいない。だから、キリスト教の礼拝はイエスの崇りを恐れ、慰霊し、イエスの霊を鎮める為に行っているのだと思っていた」と。復活の出来事を知らない場合、このような考え違いをすることもあるということです。

イエス・キリストが神であられるのは私たちが祈った結果、慰霊した結果ではありません。わたしたちが祈り、認めれば、人は神になれるのでしょうか。人の霊が私たちの味方になり、わたしたちを守り導くことができるのでしょうか。キリスト者は、人は死んだ後も人で、神になることはないと教えられます。私たちの信仰の対象は、人として歩まれた時も復活された後も神であられる方で、その方を信じているのです。

しかし、戦没者が靖国神社に祀られ、神になると心から願っている、あるいは信じている人々があります。個人の信仰は自由でなければなりません、国家が戦死者を靖国神社に神として祀り、顕彰するということは、国家が個人の生と死の意義づけをすることであり、国家という組織のために個人の命を捨てさせる強権を発揮することになるのです。

〈祈り〉 御自身の苦しみを通して救いの業を私たちのために成し遂げてくださった、まことの神にしてまことの人であるイエス・キリストに、今年も感謝と従順を以て仕えさせください。

栗田英昭（多摩ニュータウン永山伝道所牧師、靖国神社問題特別委員会委員長）

「ヤスクニ問題とわたし」

北川裕明（無任所教師）

日課となっていた犬との散歩も、一昨年の春に野良を保護してからは、二匹となった。40分程の散歩と言え、毎日となると時に重荷に感じ、良からぬ感情が湧いてくることもある。そんなとき、生前、小川武満先生から伺った「武勇伝？」が頭に浮かんできたりする。

もう60年以上も前のこと、問題を仕出かした下っ端チンピラを「生かしてはおけない」と凄むヤクザの親分に、小川先生はご自身の戦争体験を話された。「自分は戦争で多くの人々が殺される凄惨な現場に身をおいてきた。人を殺すほど簡単なことではない。子どもにでもできる。だが、人の命を助けて、生かし続けるのは容易なことではない。あなたが男気のある本物の親分なら、この男を殺すのではなく、生かしてほしい」と説得したそうだ。

たとえ動物であっても、生命いのちのつながりができた以上、存在の「重さ」に原理的な違いはない。「それが出会いの不思議さなんだよなあ〜」と、独り言を言いながら散歩から帰宅した。

私がヤスクニ問題と向き合うようになったのは、小川牧師が「農山村開拓医療伝道」と銘打って始められた、恵泉伝道所に足を踏み入れた時に遡る。その後、今に至るまで反ヤスクニ遺族会運動との関わりが細々と続いている。その原動力となっているのは「証言」の力ではないかと思う。荒野で呼ばわる者の言葉ではなく、「声」が叫ばれていた。

戦後70年を迎え、「絶滅危惧種」である遺族はいよいよ虫の息となっている。小川先生が生涯にわたり代表を担った「キリスト者遺族の会」も、「平和遺族会全国連絡会」も、組織運営としては厳しい状況が続いている。もっとも、戦没者遺族が減少することは望ましいことであって、次々と新しい遺族が生み出されるような事態になってはならない。

「遺族の叫び」を受け継ぐことの課題について、野田正彰著『戦争と罪責』は、一つの示唆を与えてくれる。ここには、精神科医である野田氏が、戦争体験者（小川先生も含め）と詳細に行われた聞き取りの内容が記されている。体験を説明で終わらせることなく、その時の、そして、その後の「心の感覚」にさえ入り込もうと掘り下げていく。そこから見えてくるのは、戦前・戦中から現代に至るまで、潜伏してきた精神性の欠如や抑圧の構造だ。「靖国思想」の種が植えられ、根付いていく土壌は何であったのか？「靖国思想」そのものの問題点を指摘するだけでは見えてこない、根源的な問いかけが横たわっている。

たとえ犬との散歩であろうと、料理の最中であろうと、日常の生活意識の一コマ一コマに、BGMのように語りかけてくる内なる対話としての「ヤスクニ問題」であることが、多分、「遺族の叫び」を生き様で受け取っていくことになるのだろう。

「信州沖縄塾」

遠藤正子（上田教会長老）

信州と沖縄は切っても切れない関係にある。靖国神社問題特別委員会主催「信州・松代スタディツアー2003（7/1～7/3）」では上田教会を拠点に松代大本営と無言館を訪ね、国体護持のための大本営と沖縄戦について学びと総括の時を持った。翌2004年「信州沖縄塾」開塾。四竈更牧師をはじめ、このツアーに地元から参加した弁護士、市民運動関係者らが核となって体制を整え、9月4日、八重山古典民謡の演奏に始まる「開塾記念講演会」開催の運びとなる（その一月半後に四竈更牧師は天に召された）。

塾長・伊波敏男氏は沖縄県生まれ。14歳からハンセン病療養所での治療を受け全快した作家・人権教育家で、沖縄から上田へ移住して間もなく四竈更牧師と出会う。ハンセン病の差別、沖縄戦の辛酸を嘗めた氏の、人権尊重と沖縄の尊厳への篤い思いが根底にある。10年前に立ち上げた開塾の意図は「この国は今、危険な岐路に立っている。沖縄は原点。沖縄を通して我が国の行く末を見つめる。日本が急速に大きく右旋回しているが、その責任は私たちにある」。塾に参加する者は、この国の現状に異議を唱え、進路に危機感を抱き、この国の変革に賛意を持つかどうかを問われる。塾の目標は「私は沖縄の現状と歴史、文化を学びます。私は学んだことを糧にして、信州とこの国を検証します。私は自分の責任で行動します」とある。

以後、講演会、琉球舞踊・料理、映画上映、沖縄ツアー、DVD学習会、諸交流会など等、様々な側面から沖縄に触れ、その都度、塾報や講演録を発行してきた。この10年間の蓄積は、ブログ「信州沖縄塾」<http://soji.jugem.jp/> に詳しく掲載され、沖縄以外のマイノリティとの関わりや、フィリピン医学生伊波奨学基金など、幅広い活動も紹介されているのでご覧いただければ幸いである。ヤマトの新聞と沖縄二紙の情報量に雲泥の差があることは既に知られているが、特に辺野古や高江の日々の動き、県議会や市議会の様子については現地で関わる者による最新情報が得られる。

2007年8月、島田善次牧師は講演に先立って普天間基地の爆音を流し「これが日常」と講演会場を震撼させた。2013年2月、キリスト者の崔勝久氏は上田教会で講演を行った。昨夏はピーター・カズニック氏（オリバー・ストーン監督『語られざる米国史』共同脚本者）、乗松聡子氏（BC大学教授）による講演および沖縄放送各局作成の貴重なドキュメンタリーフィルム24本を上映し、多くの者が未知の事実に接して沖縄と我が国への思いを新たにされた。今夏には「最低でも県外」発言の鳩山由紀夫元首相、東アジア研究所所長の緒方修氏を講師に迎える。国と県とが法外の対立状態に突入した今、沖縄にも国の動きにも、目と心向けつづけることを願っている。

<ヤスクニ・ニュース>

東京地裁は公正な判決を！「安倍首相靖国神社参拝違憲訴訟の会」(東京)

「安倍首相靖国神社参拝違憲訴訟の会」(東京)は、「違憲訴訟の公正な判決を求める署名」6,708筆を、12月8日、東京地方裁判所に提出した。その要望は「政教分離はもとより、宗教的人格権、平和的生存権に関わる裁判として国内外の注目を受けている本裁判の重要性に鑑み、いたずらに憲法判断を回避し形式的な判断にとどまることなく、司法の公正な判決がなされること。…仙台高裁(1991年)、福岡高裁(1992年)、福岡地裁(2004年)、大阪高裁(2005年)では、首相の靖国参拝とその継続に違憲判決を確定した。にも関わらず、2013年12月26日、安倍首相は「内閣総理大臣」と記帳して、靖国神社昇殿参拝を強行した。私たちは直ちに、633人の原告団をもって東京地裁に提訴した。しかし、2015年10月の靖国神社秋の例大祭などに『内閣総理大臣』名で『真榊(真榊)』や『玉ぐし料』支出など、違憲行為を繰り返している…」。

ドイツ政府、ヘイトスピーチ削除で合意

ドイツ政府は、18日までに、米交流サイト最大手フェイスブックや米IT大手グーグルのヘイトスピーチ(憎悪表現)等のドイツで違法とされる書き込みについて、可能な限り24時間以内に削除することで合意した。ヘイトスピーチに気付いた利用者が簡単に業者に報告できる仕組みを確保。内容を24時間以内に確認し、必要があれば速やかに削除できる。(毎日新聞12月20日)

君が代起立条例「合憲」、命令違反の減給適法(大阪地裁)

全国で初めて、公立校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務付けた大阪府の「君が代起立条例」が、憲法の保障する思想・良心の自由を侵害するかが争われた訴訟の判決で、大阪地裁(内藤裕之裁判長)は、21日、合憲と判断した。職務命令を拒否して減給処分を受けた府立支援学校の教諭の男性(58)は、大阪府に処分取り消しや慰謝料200万円を求めたが、その訴えが退けられた。原告は教諭奥野泰孝さん。判決によると、大阪府教育長は12年1月、3月の卒業式での起立を各校に通達し、校長は職務命令を出した。奥野さんは「キリスト教の信仰に反する」との考えから従わなかったが、戒告処分を受けた。(東京新聞12月21日)

<沖縄から>

沖縄県(翁長雄志知事)は、25日午後、辺野古新基地建設問題で、石井啓一国土交通大臣の下した埋め立て承認取り消しの執行停止を違法として、取り消しを求める抗告訴訟を那覇地裁に起こした。県は取り消しと同時に、停止決定の執行停止も地裁に申し立てた。判決の骨子は
* 仲井真前知事の埋め立て承認は違法 * 国交相の執行停止決定は違法 * この訴訟は「法律上の訴訟」にあたる * 県には執行停止決定により侵害される利益がある * 埋め立ては憲法が保障する県の地方自治権を侵害する * 重大な損害を避けるため、停止決定の執行停止が必要。

(沖縄タイムス12月26日)

<集会案内>

第50回 なくせ！建国記念の日 許すな靖国国営化 2.11 東京集会

「いま、この時代に、この地に生かされて一キリスト者として憲法を考える―」

講師：朝岡勝(日本同盟基督教団徳丸町キリスト教会牧師
特定秘密保護法に反対する牧師の会共同代表)

日時：2016年2月11日(木) 14:00~16:00(終了後デモ)

場所：在日本韓国YMCAアジア青少年センター

会場費：800円(高校生以下無料)

732号ヤスクニ通信 2016年1月10日
発行 日本キリスト教会
靖国神社問題特別委員会
発行人 栗田英昭 編集 川越弘
印刷発行 篠塚予奈(東京告白教会)
〒157-0061 東京都世田谷区北鳥山
1-51-12 TEL&FAX03-3300-6529